

# 令和6年度林業者等 支援施策活用ガイドブック

森林整備



経営・担い手



木材利用



森林利用



本ガイドブックは、令和6年度の森林・林業に係る各種支援施策を紹介したものです。森林所有者の皆さんや、林業・木材産業を営む皆さんのお役に立つようとりまとめましたので、ご活用ください。





# ご利用のみなさまへ

## 1 はじめに

このガイドブックは、茨城県の森林・林業に係る各種支援施策を紹介したものです。

森林所有者や林業・木材産業関係者、森林づくり活動を実施している団体、新たに林業への就業をお考えの方などを対象に、融資や補助事業を中心にまとめましたのでご利用ください。

事業内容についてご不明な点などがございましたら、次ページの関係機関へお問合せ下さい。

## 2 区 分

- I 経営・担い手 … 林業・木材産業の経営や担い手対策などに対する支援
- II 森林整備 … 間伐等の森林整備や路網整備、治山施設整備などに対する支援
- III 木材利用 … 県産木材の利用促進に対する支援
- IV 森林利用 … 森林・林業体験や森林づくり活動などに対する支援

## 3 ご利用にあたっての留意点

内容の変更や申請の受付が終了している場合がありますので、各施策に掲載されている問合せ先に確認してください。

# 問合せ先一覧

## ◆県関係機関

	電 話
農林水産部林政課森林計画グループ	029-301-4031
林産物振興グループ	029-301-4026
森づくり推進室	029-301-4021
農林水産部林業課県有林グループ	029-301-4045
森林整備グループ	029-301-4051
林地保全グループ	029-301-4056
県北農林事務所林務部門林業振興課（常陸太田林業指導所）	0294-80-3370
（大子林業指導所）	0295-72-1565
森林土木課	0294-80-3371
（大子分室）	0295-72-0539
県央農林事務所企画調整部門林業振興課（水戸林業指導所）	029-231-2079
（笠間林業指導所）	0296-72-1174
鹿行農林事務所企画調整部門林業振興課（鉾田林業指導所）	0291-33-4123
県南農林事務所企画調整部門林業振興課（土浦林業指導所）	029-822-7087
県西農林事務所企画調整部門林業振興課（筑西林業指導所）	0296-24-9176
茨城県林業技術センター	029-298-0257
茨城県植物園	029-295-2150
茨城県奥久慈憩いの森	0295-76-0002
茨城県水郷県民の森	0299-64-6420

## ◆林業関係団体

公益社団法人茨城県森林・林業協会（茨城県林業労働力確保支援センター）	029-225-5949
いばらき森林づくりサポートセンター〔(公社)茨城県森林・林業協会内〕	029-303-2828
茨城県森林保全協議会〔(公社)茨城県森林・林業協会内〕	029-303-2828
茨城県森林組合連合会	0294-70-3620
茨城県木材協同組合連合会	0294-33-5121
林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部〔茨城県木材協同組合連合会内〕	0294-33-5121
茨城県林業種苗協同組合	029-221-4506
大子町森林組合	0295-72-0647
常陸大宮市森林組合	0295-58-2004
常陸太田市森林組合	0294-82-2131
北茨城市森林組合	0293-42-1329
高萩市森林組合	0293-22-4866
城北森林組合	029-288-3156
笠間広域森林組合	0296-72-2510
つくばね森林組合	0299-44-0167

# 関係機関ホームページ一覧

## ◆県関係機関

農林水産部林政課

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/rinsei/index.html>

農林水産部林業課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/ringyo/index.html>

県北農林事務所林務部門林業振興課・森林土木課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/hokunourin/rinmu/01-rinmubumon.html>

県央農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/ounourin/shinko/nourin/nourinjimu/kenou/ringyou.html>

鹿行農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rokkonourin/shinko/shinko/20040102.html>

県南農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nannourin/shinko/ringyou/index.html>

県西農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nishinourin/kikaku/ringyou.html>

茨城県林業技術センター

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/ringyose/index.html>

茨城県植物園

<https://www.ibaraki-shokubutuen.jp/>

茨城県奥久慈憩いの森

<https://www.zouenkyo.or.jp/20240326114226>

茨城県水郷県民の森

<https://www.ibaraki-suigou.jp/>

## ◆林業関係団体

公益社団法人茨城県森林・林業協会

<https://www.ibaraki-ringyo.jp/>

茨城県森林組合連合会

<http://www.iba-mori.or.jp/>

茨城県木材協同組合連合会

<https://www.wood-ibaraki.jp/>

林業・木材製造業労働災害防止協会

<https://www.wood-ibaraki.jp/rinsaikyoo/index.html>

茨城県支部

大子町森林組合

<http://www.j-forest.jp/>

常陸大宮市森林組合

<http://ho-forest.jp/forest/>

常陸太田市森林組合

<http://ota-shinrin.jp/>

北茨城市森林組合

<http://kitaibashinkumi.or.jp/>

高萩市森林組合

<http://takahagimori.or.jp/>

城北森林組合

<http://jyohoku-shinrin.or.jp/>

笠間広域森林組合

<http://k-forest.or.jp/>

つくばね森林組合

<https://tsukumori.com>

# 目 次

## I 経営・担い手

- 1 新たに林業の仕事に就きたい。
- 2 新たに林業の担い手を確保したい。
- 3 チェンソーや刈払機などの労働安全講習を受けたい。
- 4 森林（民有林）の図面など森林の情報を閲覧・利用したい。
- 5 林業用機械、製材機械などの導入支援（補助）を受けたい。
- 6 林業用機械、製材機械などの導入資金を借りたい。
- 7 林業経営の安定のため運転資金を借りたい。
- 8 林業に係る技術指導を受けたい。
- 9 意欲と能力のある林業経営体として登録を受けたい。
- 10 森林・林業に関する試験研究の成果を知りたい。
- 11 樹木の病気や害虫被害について相談したい。
- 12 しいたけなどきのこの生産を始めてみたい。
- 13 きこの生産性を向上させるための設備等を導入したい。

## II 森林整備

- 14 植栽（造林）や間伐など森林整備、作業道等の路網整備について支援を受けたい。
- 15 ウルシを植栽したい。
- 16 松くい虫に強いマツ、花粉の少ないスギを植栽したい。
- 17 自然災害に備え所有している森林について保険に加入したい。
- 18 林道を整備したい。
- 19 山崩れなど森林の復旧のため治山施設を整備してほしい。
- 20 大雨などで被災した林道施設を復旧したい。
- 21 保安林制度について知りたい。
- 22 松くい虫の被害からマツを守りたい。

## III 木材利用

- 23 施設を木造化・木質化したい。
- 24 民間施設等に県産木材を使用した木製品を導入したい。
- 25 県産木材を使用した木造住宅を建築したい。

## IV 森林利用

- 26 森林づくりや森林環境教育の活動に対して支援を受けたい。
- 27 森林や林業に関する話を聞いたり体験をしたい。
- 28 企業などによる森林づくり活動について知りたい。
- 29 緑の募金に協力したい。
- 30 森林を伐採もしくは森林をほかの目的に転用したい。

## 1 新たに林業の仕事に就きたい

事業名	林業担い手強化対策事業（就業促進事業、林業就業支援事業）
分野	I 経営・担い手
目的	林業への就業を促進するため、新たに林業の仕事に就きたい方に対する相談・指導にあたりるとともに、就業に関する情報を発信します。
概要	<p>〔事業主体〕</p> <p>公益社団法人茨城県森林・林業協会（茨城県林業労働力確保支援センター）</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>（1）林業への就業促進のため、就業に係る情報提供、現場見学会、実地研修及び林業就業者との情報交換会を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・（公社）茨城県森林・林業協会のホームページによる就業関係情報提供</li><li>・高校生を対象とした現場見学会の開催</li><li>・認定事業体ガイドブックの作成</li><li>・女性就業希望者に対応する女性就業相談員の配置</li><li>・林業就業希望者を対象とした林業実地研修の実施 等</li></ul> <p>（2）就業相談や林業にかかる基本的な知識に対する講習会などを開催します。</p> <p>〔問合せ先〕</p> <p>林政課林産物振興グループ</p> <p>公益社団法人茨城県森林・林業協会（茨城県林業労働力確保支援センター）</p>

## 2 新たに林業の担い手を確保したい

<b>事業名</b>	「緑の雇用」担い手確保支援事業																																								
<b>分野</b>	I 経営・担い手																																								
<b>目的</b>	林業の新規就業者に必要な、基本的な知識・技術等の習得・向上を図ります。																																								
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 公益社団法人茨城県森林・林業協会(林業労働力確保支援センター)</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 新たに雇用した林業就業者が、安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能等を習得するための実践的な研修に対して助成します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <p>(1) 林業事業体の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業体</li> <li>・ 実施研修に必要な事業地、機材、指導員等を確保できる認定事業体</li> <li>・ 改善措置意見を付されている林業事業体については、当該意見に対する改善が図られている認定事業体</li> </ul> <p>(2) 研修生の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワーク、林業労働力確保支援センター、学校等の公的な機関を通じる等、労働条件を明確にした雇用契約により採用される方</li> <li>・ 研修終了後、5年以上就業できる年齢である方</li> <li>・ 林業就業に必要な健康状態である方</li> <li>・ 林業就業経験が通算2年未満である方 (FW 研修1年目の場合)</li> <li>・ 当該年度を通じた就業を予定している方</li> <li>・ 林業就業支援講習の講習修了者等、林業就業に対する意識が明確な方など</li> </ul> <p><b>〔助成額〕</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">研修の種類</th> <th style="width: 15%;">技術習得推進費</th> <th style="width: 15%;">労災保険助成</th> <th style="width: 15%;">指導費</th> <th style="width: 15%;">資材費</th> <th style="width: 15%;">研修業務管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トライアル雇用</td> <td>月額9万円 /研修生</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">技術習得 推進費の6%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">月額5千円 /指導員</td> <td>上限4万円 /研修生</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">月額2万円 /事業体</td> </tr> <tr> <td>FW 研修1年目</td> <td>月額8.1~9.45 万円/研修生</td> <td>※トライアル雇 用とFW 研修1 年目を通じ、1 回のみ助成</td> </tr> <tr> <td>FW 研修2年目</td> <td>月額9万円 /研修生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>FW 研修3年目</td> <td>月額9万円 /研修生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>FL 研修</td> <td>年額9万円 /研修生</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>FM 研修</td> <td>年額9万円 /研修生</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※FW：林業作業士（フォレストワーカー）、FL：現場管理責任者（フォレストリーダー）、 FM：統括現場管理者（フォレストマネージャー）</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 公益社団法人茨城県森林・林業協会(林業労働力確保支援センター)</p>					研修の種類	技術習得推進費	労災保険助成	指導費	資材費	研修業務管理費	トライアル雇用	月額9万円 /研修生	技術習得 推進費の6%	月額5千円 /指導員	上限4万円 /研修生	月額2万円 /事業体	FW 研修1年目	月額8.1~9.45 万円/研修生	※トライアル雇 用とFW 研修1 年目を通じ、1 回のみ助成	FW 研修2年目	月額9万円 /研修生		FW 研修3年目	月額9万円 /研修生					FL 研修	年額9万円 /研修生	-	-	-	-	FM 研修	年額9万円 /研修生	-	-	-	-
研修の種類	技術習得推進費	労災保険助成	指導費	資材費	研修業務管理費																																				
トライアル雇用	月額9万円 /研修生	技術習得 推進費の6%	月額5千円 /指導員	上限4万円 /研修生	月額2万円 /事業体																																				
FW 研修1年目	月額8.1~9.45 万円/研修生			※トライアル雇 用とFW 研修1 年目を通じ、1 回のみ助成																																					
FW 研修2年目	月額9万円 /研修生																																								
FW 研修3年目	月額9万円 /研修生																																								
FL 研修	年額9万円 /研修生	-	-	-	-																																				
FM 研修	年額9万円 /研修生	-	-	-	-																																				

### 3 チェンソーや刈払機などの労働安全講習を受けたい

<b>事業名</b>	林業労働安全衛生対策事業（労働災害防止講習活動事業）
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	林業の労働災害は、他産業に比べ発生頻度が高く、重度災害が多いため、林業就業者の安全作業の徹底を図ります。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b>  林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  林業の労働災害の防止を図るため、安全衛生知識及び技能を習得するための講習等を実施します。</p> <p>○研修内容・チェンソー作業従事者特別教育  （学科教育 9 時間、実技教育 9 時間）  ・刈払機取扱者に対する安全教育  （学科教育 5 時間、実技教育 1 時間） 等</p> <p><b>〔受講要件〕</b>  林業就業者</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>  林政課林産物振興グループ  林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部  （茨城県木材協同組合連合会内）</p>

## 4 森林（民有林）の図面など森林の情報を閲覧・利用したい

<b>事業名</b>	森林計画調査事業																						
<b>分野</b>	I 経営・担い手																						
<b>目的</b>	森林の情報を収集し、情報の提供や活用促進を図ります。																						
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 県</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 森林情報の活用を促進するため、森林簿（個人情報を含まない）、森林計画図をホームページで公開しています。 なお、森林簿（個人情報を含む）、航空レーザ測量・解析成果等の写しの交付、複製及び使用には申請による許可が必要です。 このうち、森林資源情報を含む航空レーザ解析成果は、森林経営の集約化に取り組む者として県が認定した林業事業体等が対象となります。 (1) 森林簿：森林（民有林）の情報を林小班毎にとりまとめたもの。 (2) 森林計画図：地形図に、林班及び小班が記入されているもの。 (3) 航空レーザ測量・解析成果：森林の資源（立木本数、単木サイズ等）及び地形情報。 また、茨城森林クラウドシステム（公開クラウド）利用規約に基づき、県の承認を受けた林業事業体等は、森林簿（個人情報を含まない）、森林計画図等を茨城森林クラウドシステムにより、閲覧、使用することができます。</p> <p><b>〔要件〕</b> 林政課及び各農林事務所林業振興課における取り扱い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">森林簿 (個人情報を含まない)、 森林計画図</th> <th style="width: 30%;">森林簿 (個人情報を含む)</th> <th style="width: 25%;">航空レーザ測量 ・解析成果</th> </tr> <tr> <th></th> <th>閲覧、写しの交付</th> <th>閲覧、写しの交付</th> <th>複製、使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林所有者 (代理人)</td> <td style="text-align: center;">HP</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>森林組合、 認定事業体</td> <td style="text-align: center;">HP</td> <td style="text-align: center;">○ (注)</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">HP</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </tbody> </table> <p>HP：ホームページで公開 ○：申請可 △：利用目的、資格要件（森林資源情報の場合）に応じ申請可。 注：森林経営計画の作成又は変更を目的とした申請に限る。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 林政課森林計画グループ</p>				森林簿 (個人情報を含まない)、 森林計画図	森林簿 (個人情報を含む)	航空レーザ測量 ・解析成果		閲覧、写しの交付	閲覧、写しの交付	複製、使用	森林所有者 (代理人)	HP	○	△	森林組合、 認定事業体	HP	○ (注)	△	その他	HP	×	△
	森林簿 (個人情報を含まない)、 森林計画図	森林簿 (個人情報を含む)	航空レーザ測量 ・解析成果																				
	閲覧、写しの交付	閲覧、写しの交付	複製、使用																				
森林所有者 (代理人)	HP	○	△																				
森林組合、 認定事業体	HP	○ (注)	△																				
その他	HP	×	△																				

## 5 林業用機械、製材機械などの導入支援（補助）を受けたい

<b>事業名</b>	いばらき林業トップランナー育成支援事業 木材利用促進施設整備事業
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	高性能林業機械の導入やレンタル、スマート林業機器等の導入、木材加工流通施設や木質バイオマス利用促進施設の整備等に対する支援を行い、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図ります。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 都道府県、市町村、森林組合連合会、選定経営体、林業者・木材関連業者の組織する団体、農事組合法人、地域材を利用する法人等</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 以下に掲げる取組について必要な経費を支援します。          (1) 高性能林業機械の導入 (補助率 1/2 以内等)          (2)                 "                 レンタル (補助率 1/2 以内)          (3) スマート林業機器等の導入 (補助率 1/2 以内)          (4) 木材加工流通施設等の整備 (補助率 1/2 以内等)</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施の効果が見込まれ、また事業計画の確実性が認められるものであること。</li> <li>・事業毎に県が定める目標値（素材生産量、素材生産性、地域材利用量など）を達成できる見込みがあること。</li> <li>・事業に伴い利益を受ける戸数が5戸以上であること。</li> <li>・補助残に対する自己資金（銀行等への返済義務のないもの）が12%以上あること。</li> <li>・事業計画が5千万円以上の場合は、経営診断等を受けること。</li> </ul> <p>※事業主体や整備内容によって補助要件や補助率は異なります。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 林政課林産物振興グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 6 林業用機械、製材機械などの導入資金を借りたい

<b>事業名</b>	林業・木材産業改善資金
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	林業従事者及び木材産業事業者等が経営改善等のため、新たな事業の開始や販売方法の導入等に係る資金を無利子で融資します。
<b>概要</b>	<p><b>〔融資対象者〕</b></p> <p>(1) 林業に携わっている方          森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など          ※会社の場合、資本金の額もしくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社、または常時使用する従業者の数が 300 人以下の会社に限られます。</p> <p>(2) 木材製造業、木材卸売業または木材市場業を営んでいる方          ※資本金の額もしくは出資の総額が 1,000 万円以下の会社、常時使用する従業者の数が 100 人（木材製造業を営む者にあっては 300 人）以下の会社もしくは個人、またはこれらの方が組織する団体に限られます。</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 貸付限度額          個人 1,500 万円          会社 3,000 万円          団体 5,000 万円          木材産業 1 億円（7,000 万円）          ※ 制度上の貸付限度額は 1 億円となっていますが、本県では予算上 7,000 万円が上限額となっています。</p> <p>(2) 償還期間 最長 10 年</p> <p>(3) 主な用途          新たな林業部門の経営の開始          新たな木材産業部門の経営の開始          林産物の新たな生産方式の導入          林産物の新たな販売方式の導入          森林労働に係る安全衛生施設の導入          林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>          林政課林産物振興グループ          農林事務所林業振興課</p>

## 7 林業経営の安定のため運転資金を借りたい

事業名	木材産業等高度化推進資金																																								
分野	I 経営・担い手																																								
目的	林業経営の安定を図るため、造林・育林、素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人に低利で資金を融資します。																																								
概要	<p>〔融資対象者〕 造林・育林・素材生産・製材・木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人</p> <p>〔事業内容〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資金名</th> <th rowspan="2">貸付 限度額</th> <th colspan="2">貸付利率</th> <th rowspan="2">償還期間</th> </tr> <tr> <th>債務保証なし</th> <th>債務保証付き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素材生産等促進資金</td> <td>1億円</td> <td>1.0～1.6%</td> <td>0.6～1.2%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> <tr> <td>新規需要創出資金</td> <td>1億円</td> <td>1.0～1.3%</td> <td>0.6～0.9%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> <tr> <td>木材高度加工資金</td> <td>1億円</td> <td>1.0～1.3%</td> <td>0.6～0.9%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> <tr> <td>林業経営高度化 推進資金</td> <td>5千万円</td> <td>1.3～1.6%</td> <td>0.9～1.2%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> <tr> <td>伐採・造林一貫作業 推進資金</td> <td>1億円</td> <td>1.0～1.5%</td> <td>0.6～1.1%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> <tr> <td>木材安定供給資金</td> <td>3億円</td> <td>1.0～1.3%</td> <td>0.6～0.9%</td> <td>1年以内～5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 貸付利率における「債務保証付き」の利率は、債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用されます。</p> <p>※2 木材産業等高度化推進資金をご利用いただくためには、経営の合理化や事業規模の拡大などについての計画、木材の安定的な取引関係の確立を図る事業についての計画又は林業経営の規模の拡大や生産方式の合理化等の林業経営の改善についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることが必要です。</p> <p>〔問合せ先〕 林政課林産物振興グループ 農林事務所林業振興課</p>				資金名	貸付 限度額	貸付利率		償還期間	債務保証なし	債務保証付き	素材生産等促進資金	1億円	1.0～1.6%	0.6～1.2%	1年以内～5年以内	新規需要創出資金	1億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内	木材高度加工資金	1億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内	林業経営高度化 推進資金	5千万円	1.3～1.6%	0.9～1.2%	1年以内～5年以内	伐採・造林一貫作業 推進資金	1億円	1.0～1.5%	0.6～1.1%	1年以内～5年以内	木材安定供給資金	3億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内
資金名	貸付 限度額	貸付利率		償還期間																																					
		債務保証なし	債務保証付き																																						
素材生産等促進資金	1億円	1.0～1.6%	0.6～1.2%	1年以内～5年以内																																					
新規需要創出資金	1億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内																																					
木材高度加工資金	1億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内																																					
林業経営高度化 推進資金	5千万円	1.3～1.6%	0.9～1.2%	1年以内～5年以内																																					
伐採・造林一貫作業 推進資金	1億円	1.0～1.5%	0.6～1.1%	1年以内～5年以内																																					
木材安定供給資金	3億円	1.0～1.3%	0.6～0.9%	1年以内～5年以内																																					

## 8 林業に係る技術指導を受けたい

<b>事業名</b>	林業改良指導事業
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施業に関する指導を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進します。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 県</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            県内7箇所の林業指導所に配置されている林業普及指導員が、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行います。            また、試験研究機関等との連携を図りつつ、試験研究機関の研究開発成果を地域の条件・特性に応じた実用的技術として森林所有者等へ普及するため、林業技術センターの専門技術指導員が専門的な問題に対処します。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>            林政課林産物振興グループ            農林事務所林業振興課（林業指導所）            林業技術センター（普及指導担当）</p>

## 9 意欲と能力のある林業経営体として登録を受けたい

事業名	—
分野	I 経営・担い手
目的	森林経営管理法に基づく森林経営管理制度において、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けた森林のうち、林業経営に適した森林の経営管理の再委託を受けることができる候補者として公表するため、「意欲と能力のある林業経営体」の選定・登録を行います。
概要	<p><b>【対象者】</b></p> <p>自己又は他人の保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営体。</p> <p>(森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問いません。)</p> <p><b>【申請方法】</b></p> <p>登録を希望される方は、申請様式に必要事項を記載し、添付書類とともに申請者の主たる事業所の所在地を管轄する農林事務所に提出してください。</p> <p><b>【公表】</b></p> <p>意欲と能力のある林業経営体として登録された場合は、林業経営体名簿を県ホームページにおいて公表します。</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>林政課林産物振興グループ</p>

## 10 森林・林業に関する試験研究の成果を知りたい

<b>事業名</b>	林業技術センター運営費 ほか
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	健全で活力のある森林の育成と林業の振興を図るため、研究開発・普及指導体系に基づき各種の調査研究や技術開発を進めるとともに、試験研究の成果について情報を発信します。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 県</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>○林業技術センターでは、次のことを重点的に研究しています。</p> <p>(1) 造林・育林の低コスト化に向けた技術の開発 造林（植栽）や下刈りのコストを削減するため、成長に優れた特定母樹由来の苗木を使用した最も効果的な植栽密度や下刈り回数についての調査・研究を進めます。</p> <p>(2) 優良な種子の供給と苗木生産技術の向上 再造林の推進に伴う林業用苗木の需要増加に対応するため、品種系統の明確な種子の安定供給を図るとともに、低コスト造林に有効なコンテナ苗の生産技術の改良を進めます。</p> <p>(3) きのご等特用林産物の栽培技術開発 特用林産物は、中山間地域の収入源として重要な役割を果たしているため、ホンセイヨウシヨウロなどの栽培技術、ウルシの山林への植栽技術の開発を進めます。</p> <p>○試験研究成果は主に次の方法でお知らせしています。</p> <p>(1) 林業技術センターホームページ 研究成果解説、業務報告のほか、研究開発トピックスなどで研究成果をお知らせしています。</p> <p>(2) 研究成果発表会 毎年、2月頃に研究成果の発表を行っており、一般の方も参加することができます。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 林業技術センター</p>

## 1 1 樹木の病気や害虫被害について相談したい

<b>事業名</b>	県単試験研究事業、林業技術センター運営費ほか
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	樹木の病気や害虫被害に関する県民からの相談に応じています。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 県</p> <p><b>〔事業内容〕</b>            (1) 林木・樹木            林業技術センターや県内7箇所の林業指導所では、スギやヒノキなど林業用の樹木の病気や害虫被害、気象害などに関する相談に応じています。</p> <p>(2) 花木・庭木            茨城県植物園では、花木の病虫被害や育て方などの管理に関する相談に応じています。</p> <p><b>〔相談料〕</b> 無料</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>            農林事務所林業振興課（林業指導所）            林業技術センター（森林環境部、普及指導担当）            茨城県植物園（緑の相談員）            ※茨城県植物園のリニューアルに伴い、7月から休止</p>

## 12 しいたけなどきのこの生産を始めたい

<b>事業名</b>	林業・木材産業改善資金
<b>分野</b>	I 経営・担い手
<b>目的</b>	きのこの生産を始めるための、生産・加工・流通施設等の整備に対する無利子の資金融資を行います。
<b>概要</b>	<p><b>【融資対象者】</b></p> <p>(1) 林業に携わっている方          森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など          ※会社の場合、資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社、または常時使用する従業者の数が300人以下の会社に限られます。</p> <p>(2) 木材製造業、木材卸売業または木材市場業を営んでいる方          ※資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社、常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあっては300人）以下の会社もしくは個人、またはこれらの方が組織する団体に限られます。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>新たに特用林産物（きのこなど）の栽培を開始するために機械や施設の導入に必要な資金を無利子で貸付を行います。</p> <p>(1) 貸付限度額 個人 1,500万円          会社 3,000万円          団体 5,000万円</p> <p>(2) 償還期間 最長10年</p> <p>(3) 主な用途 新たに特用林産物（きのこなど）の栽培を開始するために必要な機械や施設の導入資金</p> <p><b>【問合せ先】</b></p> <p>林政課林産物振興グループ          農林事務所林業振興課</p>

13 きのこの生産性を向上させるための設備等を導入したい

事業名	林業・木材産業循環成長対策交付金
分野	I 経営・担い手
目的	きのこの生産力増強を図るために、生産・加工・流通施設等の整備に対する助成を行います。
概要	<p>1 林業・木材産業循環成長対策交付金</p> <p>【事業主体】 きのこ生産者団体 (森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、地域材を利用する法人等)</p> <p>【事業内容】 きのこの生産性の向上や品質の確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。</p> <p>【補助対象】 きのこ生産・加工・流通施設装置 ※木質資源ボイラー、ヒートポンプを使用した加温装置等、燃油削減につながるものを優先</p> <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に伴い利益を受ける戸数が5戸以上であること。</li> <li>・5年以上の期間、地域の木材(きのこ原木、おが粉等)を年間概ね100m<sup>3</sup>以上利用する木材安定取引協定等を締結すること。</li> <li>・補助残に対する自己資金(銀行等への返済義務のないもの)が12%以上あること。</li> <li>・事業計画が5千万円以上の場合は、経営診断等を受けること。 等</li> </ul> <p>【補助率】 1/2以内</p> <p>【問合せ先】 林政課林産物振興グループ 農林事務所林業振興課</p>

14 植栽(造林)や間伐などの森林整備、作業道等の路網整備について支援を受けたい

事業名	国補造林事業 県単造林事業 いばらきの森再生事業
分野	II 森林整備
目的	森林を整備し、水源の涵養、県土の保全等、公益的機能の高度発揮を図るため、植栽や間伐、作業道整備等に対して支援します。
概要	<p>【事業主体】 市町村、森林所有者、森林組合等林業事業体 等</p> <p>【事業内容】 植栽、下刈り、枝打ち、間伐及び一体的に実施する作業道整備等</p> <p>【補助要件（主なもの）】</p> <p>(1) 国補造林事業（森林環境保全直接支援事業）</p> <p>① 森林経営計画の認定を受けた者</p> <p>② 1 施行地の面積が0.1ha以上</p> <p>③ 間伐については、①、②に加えて、伐採木の搬出材積が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上</p> <p>(2) 県単造林事業</p> <p>① 国補造林事業の採択要件を満たさないもののうち、1 施行地の面積が0.05ha以上のもの</p> <p>(3) いばらきの森再生事業（再造林、下刈り、間伐、作業道整備）</p> <p>(1)、(2) それぞれの事業の要件のほか、以下の要件等を満たすもの</p> <p>① 事業主体は、森林経営の集約化に取り組む者であること</p> <p>② 意欲と能力のある林業経営体が、森林所有者との間で長期間の森林経営受委託契約を締結するなど、集約化して実施するものであること</p> <p>③ 1 施工地の面積が0.3ha以上</p> <p>【補助率（主なもの）】</p> <p>(1) 国補造林事業（森林環境保全直接支援事業） 実質補助率：6.8/10（県が定める標準単価に対して）</p> <p>(2) 県単造林事業 補助率：4/10（県が定める標準単価に対して）</p> <p>(3) いばらきの森再生事業 実質補助率：9/10～10/10（県が定める標準単価に対して）または定額</p> <p>【問合せ先】 林業課森林整備グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 15 ウルシを植栽したい

<b>事業名</b>	うるし生産体制整備事業
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備
<b>目的</b>	全国第2位の生産量を誇る茨城県産の漆の生産体制を充実させるため、ウルシの苗木及び生育管理資機材類の購入経費を支援します。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b>  生漆の生産に係る活動を行う団体  (漆振興団体、株式会社、有限会社、合同会社、農事組合法人、農業協同組合、NPO 法人、個人事業主等)</p> <p><b>〔事業内容〕</b>  (1) ウルシ苗木購入経費支援  定額：上限額 200 円／本</p> <p>(2) ウルシ植栽・生育管理資機材経費支援  定額：上限額 300 円／本</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>  林政課林産物振興グループ  農林事務所林業振興課（林業指導所）</p>

## 16 松くい虫に強いマツ、花粉の少ないスギを植栽したい

<b>事業名</b>	優良種苗確保事業、造林事業
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備
<b>目的</b>	マツ材線虫病に対して抵抗性のあるマツや、花粉症対策となる少花粉スギ、ヒノキの植栽を支援します。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 森林組合、森林所有者等</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 林業技術センターでは、マツ材線虫病に対して抵抗性の強いアカマツ・クロマツや、花粉症対策となる少花粉スギ、ヒノキの種子を生産しています。 これらの種子は、苗木生産者に配付され、林業用の苗木が生産されています。</p> <p>森林等にこれらの苗木を植栽したい場合は、茨城県林業種苗協同組合、またはお近くの森林組合へお問い合わせ下さい。</p> <p><b>〔補助要件〕〔補助率等〕</b> 「14 植栽(造林)や間伐などの森林整備、作業道等の路網整備について支援を受けたい」の〔補助要件〕をご参照下さい。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 林業課森林整備グループ 農林事務所林業振興課 茨城県森林組合連合会又は森林組合 茨城県林業種苗協同組合</p>

## 17 自然災害に備え所有している森林について保険に加入したい

<b>事業名</b>	森林保険事業																																
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備																																
<b>目的</b>	林業経営の安定を図り、林野火災、気象災などによる被災に備えるため、森林保険への加入を促進します。																																
<b>概要</b>	<p>〔申込み先〕 森林組合</p> <p>〔保険内容〕 8つの災害（火災・風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害・噴火災）により契約森林が損害を受けたときに、保険金が支払われます。</p> <p>〔加入要件等〕 スギ・ヒノキなどの人工林及び育成天然林を対象として、個人、法人を問わず加入することができます。樹種、林齢、面積などに制限はありません。 なお、市町村長や森林組合長などが森林所有者に代わって申し込むこともできます。</p> <p>〔保険料等〕 ○ 1ha 当たりの保険金額と年間保険料（例：保険期間1年の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約時 林齢</th> <th colspan="2">スギ</th> <th colspan="2">ヒノキ</th> </tr> <tr> <th>保険金額（円）</th> <th>保険料（円）</th> <th>保険金額（円）</th> <th>保険料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1,010,000</td> <td>3,191</td> <td>1,010,000</td> <td>3,191</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,880,000</td> <td>5,940</td> <td>1,880,000</td> <td>5,940</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>2,730,000</td> <td>6,825</td> <td>2,740,000</td> <td>6,850</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>2,790,000</td> <td>6,975</td> <td>2,990,000</td> <td>7,475</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔問合せ先〕 森林が所在する地区の森林組合又は茨城県森林組合連合会</p>				契約時 林齢	スギ		ヒノキ		保険金額（円）	保険料（円）	保険金額（円）	保険料（円）	1	1,010,000	3,191	1,010,000	3,191	5	1,880,000	5,940	1,880,000	5,940	15	2,730,000	6,825	2,740,000	6,850	30	2,790,000	6,975	2,990,000	7,475
契約時 林齢	スギ		ヒノキ																														
	保険金額（円）	保険料（円）	保険金額（円）	保険料（円）																													
1	1,010,000	3,191	1,010,000	3,191																													
5	1,880,000	5,940	1,880,000	5,940																													
15	2,730,000	6,825	2,740,000	6,850																													
30	2,790,000	6,975	2,990,000	7,475																													

## 18 林道を整備したい

<b>事業名</b>	林道開設事業 林道改良舗装事業																		
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備																		
<b>目的</b>	林業生産性の向上、山村地域の振興を図るため、林道の整備に対し支援しています。																		
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 市町村、森林組合</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 民有林林道等の開設（改築を含む）、改良、舗装への補助</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <p>（１）林道開設事業</p> <p>    <b>〔国補〕</b> ①利用区域内森林面積50ha以上（過疎地域は30ha以上、林業専用道は10ha以上）                ②開設効果指数0.9以上                ③全体計画延長1.0km以上（過疎地域は0.8km以上、林業専用道は0.2km以上）</p> <p>    <b>〔県単〕</b> ①利用区域内森林面積30ha以上                ②1路線当たりの工事費500万円以上</p> <p>（２）林道改良事業</p> <p>    <b>〔国補〕</b> ①利用区域内森林面積50ha以上（過疎地域は30ha以上）                ②開設効果指数0.9以上                ③1箇所当たりの事業費900万円以上</p> <p>    <b>〔県単〕</b> ①1路線当たりの工事費50万円以上</p> <p>（３）林道舗装事業</p> <p>    <b>〔国補〕</b> ①日計画交通量が60台以上、又は急勾配、急カーブが連続する等、舗装が必要と判断される林道                ②総事業費2,400万円以上</p> <p>    <b>〔県単〕</b> ①日計画交通量が30台以上</p> <p><b>〔補助率等〕</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>国補・県単の別</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">開設</td> <td>国補</td> <td>6.5/10、7/10</td> </tr> <tr> <td>県単</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改良</td> <td>国補</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>県単</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">舗装</td> <td>国補</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>県単</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>〔問合せ先〕</b>          林業課森林整備グループ          県北農林事務所森林土木課          県央・鹿行・県南・県西農林事務所林業振興課</p>	事業	国補・県単の別	補助率	開設	国補	6.5/10、7/10	県単	5/10	改良	国補	5/10	県単	4/10	舗装	国補	5/10	県単	4/10
事業	国補・県単の別	補助率																	
開設	国補	6.5/10、7/10																	
	県単	5/10																	
改良	国補	5/10																	
	県単	4/10																	
舗装	国補	5/10																	
	県単	4/10																	

19 山崩れなど森林の復旧のため治山施設を整備してほしい

事業名	国補治山事業、県単治山事業
分野	Ⅱ 森林整備
目的	山地災害や、海岸における飛砂及び潮害の防止など、公益的機能が特に求められている重要な森林を適切に保全するため、治山ダムや防潮護岸等を整備します。
概要	<p><b>1 国補治山事業</b></p> <p>(1) 復旧治山事業  事業主体：県  事業内容：山腹崩壊地や荒廃溪流等の復旧  採択基準：一級又は二級河川上流、もしくは保全対象が人家10戸以上 等</p> <p>(2) 緊急予防治山事業  事業主体：県  事業内容：緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防  採択基準：山地災害危険地区及びその上流、人家10戸以上 等</p> <p>(3) 予防治山事業  事業主体：県  事業内容：荒廃危険山地の崩壊等の予防  採択基準：一級又は二級河川上流、もしくは保全対象が人家10戸以上 等</p> <p>(4) 海岸防災林造成事業  事業主体：県  事業内容：沿岸部における飛砂、強風、風浪、高潮、津波等の被災の防止又は軽減  採択基準：保全対象が人家10戸以上、主要公共施設、農地（林帯延長100mにつき後方2ha以上） 等</p> <p><b>2 県単治山事業</b>  事業主体：県  事業内容：山地や海岸防災林における小規模な荒廃地の復旧及び予防  採択基準：国補事業の採択基準に満たないもの等</p> <p>※ 治山事業を要望される場合は、市町村の林務担当課を通じて県へ要望していただくことになります。</p> <p>※ 被害箇所を発見した場合は、市町村又は次の問い合わせ先までご連絡をお願いします。</p> <p>〔問合せ先〕  林業課林地保全グループ  県北農林事務所森林土木課  県央・鹿行・県南・県西農林事務所林業振興課</p>



## 2 1 保安林制度について知りたい

<b>事業名</b>	保安林制度
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備
<b>目的</b>	水源の涵養や災害の防止など森林の公益的機能が特に期待されている重要な森林を保安林に指定し、伐採や転用などの行為を制限するなどして、適切な管理を行います。
<b>概要</b>	<p><b>1 保安林に指定された場合の行為制限</b></p> <p>○立木の伐採が制限されます</p> <p style="padding-left: 2em;">保安林の立木を伐採しようとする場合は、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、伐採の目的によっては届出で良い場合があります。</p> <p>○土地の形質の変更などが制限されます</p> <p style="padding-left: 2em;">立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧や土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行おうとする場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、行為の目的によっては届出で良い場合があります。</p> <p>○伐採した跡地への植栽が義務づけられることがあります</p> <p style="padding-left: 2em;">保安林の立木を伐採した場合には、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従って植栽をしなければなりません。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、天然林など指定施業要件が定められていない場合もあります。</p> <p><b>2 保安林に指定された場合の優遇措置</b></p> <p>○税金の免除や減免があります</p> <p style="padding-left: 2em;">不動産取得税、固定資産税及び特別土地保有税は免除されます。また、保安林に係る制限の内容に応じて相続税、贈与税が軽減されます。</p> <p>○特別な融資が受けられます</p> <p style="padding-left: 2em;">一定の条件を満たしている場合には、日本政策金融公、から長期で低利の融資（伐採調整資金）を受けることができます。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>○治山事業による森林整備等が行われます</p> <p style="padding-left: 2em;">公益上、森林の保全が必要な場合は、公共事業で森林整備等を行う場合があります。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p style="padding-left: 2em;">林業課林地保全グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 22 松くい虫の被害からマツを守りたい

<b>事業名</b>	海岸防災林機能強化事業
<b>分野</b>	Ⅱ 森林整備
<b>目的</b>	マツを主体とした海岸防災林や、松くい虫による被害が発生しているマツ林において、薬剤による予防散布や被害木の伐採等により駆除を実施し、公益的機能の高い健全なマツ林の整備を行います。
<b>概要</b>	<p>1 海岸防災林機能強化事業</p> <p>【事業主体】 県、市町村</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防散布（空中又は地上からの薬剤散布）</li> <li>・ 伐倒駆除（松くい虫被害木の伐採及び薬剤による駆除処理）</li> <li>・ 樹幹注入（健康なマツの幹への薬剤の注入）</li> <li>・ 植栽（松くい虫被害跡地への植栽）</li> </ul> <p>【実施要件】</p> <p>以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 森林病虫害等防除法に基づき県が定める高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域内にあるマツ林であること。</p> <p>(2) 森林病虫害等防除法に基づき市町村が定める地区実施計画の区域内にあるマツ林であること。</p> <p>2 松くい虫の防除に関する相談</p> <p>「11 樹木の病気や害虫被害について相談したい」をご参照下さい。</p> <p>【問合せ先】</p> <p>林業課森林整備グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 23 施設を木造化・木質化したい

<b>事業名</b>	いばらき木づかいチャレンジ事業（建築物木造化・木質化支援） 林業・木材産業循環成長対策交付金
<b>分野</b>	Ⅲ 木材利用
<b>目的</b>	木材利用のモデルとなる大型建築物の木造化や、広く県民が利用する施設の木造化・木質化を進めることで、木材利用の意義や木の良さを普及啓発し、県産木材の利用促進と需要拡大を図ります。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <p>(1) いばらき木づかいチャレンジ事業</p> <p style="margin-left: 20px;">① 大規模・中高層建築物等の木造化：市町村、民間法人等</p> <p style="margin-left: 20px;">② 民間施設の木造化・木質化：民間法人</p> <p>(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金</p> <p style="margin-left: 20px;">市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」第1条に規定する公共建築物の整備主体等</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 木材利用のモデルとなる展示効果の高い建築物の木造化・木質化に直接必要な経費を補助</p> <p style="margin-left: 20px;">① 大規模・中高層建築物の木造化（補助率 1/2 以内、上限 50,000 千円）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 民間施設の木造化・木質化（補助率 1/2 以内、上限 10,000 千円）</p> <p>(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領等に基づく施設の木造化・木質化に対し、その建築工事費を補助（木造化：補助率 15%以内、木質化：補助率 3.75%以内（ただし、施設整備については、CLT 等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物等は 1/2 以内））</p> <p><b>〔主な補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁、平成 18 年 2 月）に基づいた地域の認証制度などにより伐採の合法性が証明された県産材を使用すること。</li> <li>・ 設置後の維持管理の体制が整っていること。</li> <li>・ 木の良さや木材利用の意義等について、PR 看板の設置や、事業主体が発行する広報誌等を通じて普及啓発活動を実施すること。</li> </ul> <p>※（2）については、上記のほか、国が定める関係要綱等の要件を遵守する必要があります。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p style="margin-left: 20px;">林政課林産物振興グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 24 民間施設等に県産木材を使用した木製品を導入したい

<b>事業名</b>	いばらき木づかいチャレンジ事業（木製品導入支援）
<b>分野</b>	Ⅲ 木材利用
<b>目的</b>	広く県民が利用する施設での木材利用（木製品の導入）を進めることで、身近に木と触れあう機会を創出し、県産木材の利用促進を図ります。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 民間法人</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 広く県民が利用する施設における県産木材で製造した木製品（机、椅子、ベンチ、テーブル等）の導入に対し補助します。</p> <p><b>〔主な補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁、平成 18 年 2 月）に基づいた地域の認証制度などにより伐採の合法性が証明された地域材を使用すること。</li> <li>・1 日当たりの平均利用者数（特定の利用者は除く）が 100 名以上の施設とする。</li> <li>・木の良さや木材利用の意義等について、PR 看板の設置や、事業主体が発行する広報誌等を通じて普及啓発活動を実施すること。</li> </ul> <p><b>〔補助率〕</b> 1/2 以内、上限 3,000 千円/施設</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 林政課林産物振興グループ 農林事務所林業振興課</p>

## 25 県産木材を使用した木造住宅を建築したい

<b>事業名</b>	いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅建築支援）
<b>分野</b>	Ⅲ 木材利用
<b>目的</b>	県産木材を利用することが県内の森林整備の推進につながることから、チームを構築して行う県産木材を利用した木造住宅の建築に助成することにより、県産木材を利用した住宅供給体制の構築及び需要の開拓を図ります。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 茨城県木材協同組合連合会</p> <p><b>〔事業内容〕</b> 素材生産業者、製材業者、木材流通業者、施工業者等がチームを構築して行う県産材を利用した木造住宅の建築に対し助成します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県内に建築される、自ら居住するための新築の一戸建て木造住宅であること</li> <li>・ 建物全体で使用される木材が 20 m<sup>3</sup>以上であり、指定部材について、県産木材利用率が 100%であること</li> <li>・ 本事業において採択された県産木材を利用した木造住宅の建築に取り組むチームによって住宅が供給されること</li> </ul> <p><b>〔補助率〕</b> 200 千円/戸（定額）</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 茨城県木材協同組合連合会 林政課林産物振興グループ</p>

## 26 森林づくりや森林環境教育の活動に対して支援を受けたい

<b>事業名</b>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金
<b>分野</b>	IV 森林利用
<b>目的</b>	里山林の荒廃が進む中で、森林の多面的機能の維持増進及び山村の活性化への対策として、地域住民等が森林所有者等と協働して行う里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援します。
<b>概要</b>	<p><b>【事業主体】</b> 地域の活動組織</p> <p><b>【事業内容】</b> 森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する、下記の取組に係る経費を交付します。</p> <p>(1) 活動推進費（初年度のみ）：112,500円 現地の林況確認、活動計画策定のための話し合い、研修等</p> <p>(2) 地域環境保全タイプ（里山林保全活動）：120千円/ha 雑草木の刈払い、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、風倒木の除去等</p> <p>(3) 地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備活動）：285千円/ha 高密度に侵入した竹の伐採・除去等</p> <p>(4) 森林資源利用タイプ：120千円/ha 雑草木の刈払・集積、木質バイオマス・炭焼き・シイタケ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・採集等</p> <p>(5) 森林機能強化タイプ：0.8千円/m 事業の円滑な実施に必要な路網や歩道の補修・機能強化等</p> <p>(6) 関係人口創出・維持タイプ：50千円/年 地域外関係者の受入れ・調整に必要な森林調査・見回り等</p> <p>(7) 資機材・施設の整備等： 活動実施のための資機材及び施設の購入額の2分の1（一部3分の1） 上記の取り組みを行うにあたり必要な資機材及び施設の購入・設置</p> <p><b>【補助要件】</b> 交付対象者は森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、林業者、企業等の3人以上で構成される活動組織です。 交付対象は森林経営計画が策定されていない森林であって、活動組織と森林所有者が利用協定を結んでいる森林です。</p> <p><b>【補助率】</b> 定額（1団体あたり5,000千円を上限）</p> <p><b>【問合せ先】</b> 茨城県森林保全協議会（公益社団法人茨城県森林・林業協会内） 林政課森づくり推進室</p>

## 27 森林や林業に関する話を聞いたり体験をしたい

<b>事業名</b>	森林・林業体験学習促進事業（森林・林業体験学習事業）
<b>分野</b>	IV 森林利用
<b>目的</b>	森林の持つ働きや重要性等について理解と関心を深めていただくため、自然や木に触れあう体験学習を行います。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <p>(1) 現地体験型：県（委託事業）</p> <p>(2) 校内体験型：県</p> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>(1) 現地体験型</p> <p style="padding-left: 20px;">自然観察施設等（奥久慈憩いの森、水郷県民の森、水戸市森林公園、さしま少年自然の家）において、専門家の指導による自然観察や丸太切り、下刈り等の体験学習を実施します。</p> <p style="padding-left: 20px;">対象：小・中学生（学校単位）、子供会、自治体等の団体</p> <p>(2) 校内体験型</p> <p style="padding-left: 20px;">農林事務所の職員が学校等に赴き、森林の働きの学習や VR シミュレーターによる林業体験、木工工作、学校林や近隣の森林における間伐等の体験学習を実施します。</p> <p style="padding-left: 20px;">対象：小・中学生（学校単位）</p> <p><b>〔対象人数〕</b></p> <p>(1) 現地体験型 4,000 人／年</p> <p>(2) 校内体験型 2,000 人／年</p> <p><b>〔参加費等〕</b></p> <p style="padding-left: 20px;">無料</p> <p style="padding-left: 20px;">（さしま少年自然の家で実施する場合は、原則として入館料等が必要となります。ただし、小・中学校等教育課程に基づく教育活動として日帰り利用する場合は、無料となります。）</p> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p style="padding-left: 20px;">林政課森づくり推進室</p>

## 28 企業などによる森林づくり活動について知りたい

<b>事業名</b>	県民参加の森林づくり
<b>分野</b>	IV 森林利用
<b>目的</b>	企業などが社会貢献活動などとして、地域住民と連携して行う森林づくり活動の取り組みを支援します。
<b>概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b> 企業など</p> <p><b>〔事業内容〕</b>          いばらき森林づくりサポートセンターと連携して、森林づくりに取り組もうとする企業等のサポートを行います。          ○いばらき森林づくりサポートセンターによるワンストップサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、NPOなどとの調整</li> <li>・フィールドの紹介、森林所有者との連絡調整</li> <li>・協定等のアドバイス</li> <li>・森づくりの企画・提案など</li> <li>・道具・苗木の調達先、技術指導者の紹介</li> </ul> <p>※活動の実施にあたり、森林所有者と企業等において「土地無償管理（利用）契約」の締結をする必要があります。</p> <p><b>〔問合せ先〕</b>          いばらき森林づくりサポートセンター（公益社団法人茨城県森林・林業協会内）</p>

## 29 緑の募金に協力したい

<b>事業名</b>	緑化推進事業
<b>分野</b>	IV 森林利用
<b>目的</b>	県民の緑化意識の高揚を図るため、緑の募金を推進します。
<b>概要</b>	<p><b>〔募金実施主体〕</b> 公益社団法人茨城県森林・林業協会</p> <p><b>〔緑の募金の使途〕</b> 募金額の45%を市町村緑化推進委員会に「緑の募金交付金」として募金事業に還元します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の整備 水源林の整備やボランティアによる森林づくりを支援します。</li> <li>・緑化の推進 学校、公園の緑化や緑の少年団を育てます。</li> <li>・国際協力 熱帯林の再生や砂漠に緑を甦らせるために活用します。</li> </ul> <p><b>〔募金運動期間〕</b> 春期運動 4月～5月、 秋期運動 9月～10月 ※募金者が、常設型の募金箱や銀行振込による募金を行うことは、いつでも可能です。</p> <p><b>〔募金方法〕</b> 家庭募金、学校募金、街頭募金、企業募金、職場募金 ※家庭募金とは、家庭を単位に、町内会を通じて行うもの</p> <p><b>〔問合せ先〕</b> 公益社団法人茨城県森林・林業協会</p>

## 30 森林を伐採もしくは森林をほかの目的に転用したい

<b>事業名</b>	—
<b>分野</b>	IV 森林利用
<b>目的</b>	森林の伐採を行う場合は、当該箇所を管轄する行政機関（市町村または県）への届出または許可申請が必要となります。
<b>概要</b>	<p>1 森林法第5条に係る地域森林計画対象民有林の伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の施業として皆伐・間伐等により伐採する場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要となります。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【問合せ先】</p> <p style="margin-left: 60px;">森林の所在する市町村の林務担当課</p> <p>2 森林法第5条に係る地域森林計画対象民有林の転用</p> <p>(1) 開発により森林をほかの目的に転用する場合で、開発に係る地域森林計画対象民有林面積が1ha（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha）以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伐採及び伐採後の造林の届出（併せて小規模林地開発概要書）」が必要となります。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【問合せ先】</p> <p style="margin-left: 60px;">森林の所在する市町村の林務担当課</p> <p>(2) 開発により森林をほかの目的に転用する場合で、開発に係る地域森林計画対象民有林面積が1ha（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha）を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林事務所又は林政課への林地開発許可申請が必要となります。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【問合せ先】</p> <p style="margin-left: 60px;">① 森林を含む全体の開発面積が5ha未満の場合 森林の所在地を管轄する農林事務所林業振興課</p> <p style="margin-left: 60px;">② 森林を含む全体の開発面積が5ha以上の場合 林政課森林計画グループ</p> <p style="margin-left: 40px;">なお、笠間市、取手市、常総市は林地開発許可事務を委譲しておりますので直接各市へ問合せください。</p> <p style="margin-left: 40px;">地域森林計画対象民有林は、県ホームページで確認できます。また、現況で立木の有無に関わらず、地域森林計画対象民有林となっている場合には上記の手続きが必要となりますので、転用を計画される場合には必ずご確認ください。</p>

**【編集・発行】**

茨城県農林水産部林政課・林業課（令和6年4月）

**【問い合わせ先】**

茨城県農林水産部林政課企画調整担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

電 話 029-301-4031

ファックス 029-301-4039